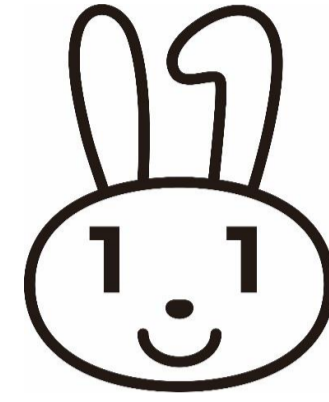


不動産取得税の申告書等への マイナンバーの記載について

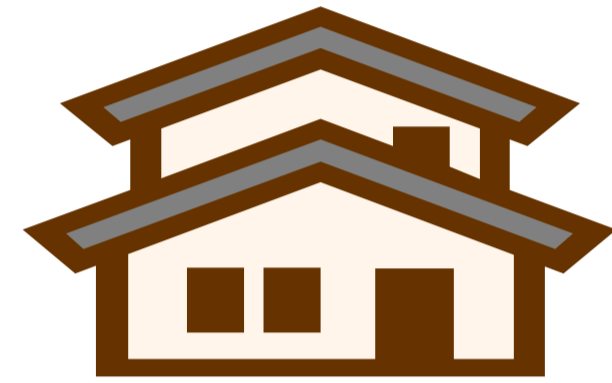
岡山県
平成27年12月

平成28年1月1日から
申告書・申請書等へのマイナンバー(個人番号・法人番号)の記載が
必要になりました!!!



☆平成28年1月1日以降に申告書又は申請書を提出される場合は、不動産を取得された方の
マイナンバーを書類に記載してください。

〈マイナンバーの記載が必要となる書類〉
不動産取得税 土地・家屋申告書
不動産取得税 減額・還付申請書 等



☆個人番号を記載した書類を提出する際に、本人確認をさせていただきます。

【確認書類】

《取得者本人が提出する場合》

・個人番号カードもしくは通知カード

(通知カードの場合は、併せて運転免許証、パスポート等の官公署が発行した写真の表示がある身分証明書)

《代理人が提出する場合》①～③のすべて

- ①委任状(税理士の場合は税務代理権限証書) ※裏面を参考に作成ください。
- ②代理人の個人番号カードもしくは運転免許証、パスポート等の官公署が発行した写真の表示がある身分証明書
- ③取得者本人の個人番号カード(写)もしくは通知カード(写)

※取得者本人又は代理人が郵送で手続きをされる場合は、上記の確認書類の写しを添付してください。

個人番号カードの場合は、裏表両面の写しを添付してください。

【お問い合わせ先 (軽減申請等手続窓口)】

県民局	住所	電話番号	取得不動産の所在地
備前県民局 税務部不動産取得税課	〒700-8604 岡山市北区弓之町6-1	(土地、既存家屋) 086-233-9818 (新築家屋) 086-233-9817	岡山市、玉野市、備前市、瀬戸内市、 赤磐市、和気町、吉備中央町
備中県民局 税務部不動産取得税課	〒710-8530 倉敷市羽島1083	(土地、既存家屋) 086-434-7019 (新築家屋) 086-434-7018	倉敷市、笠岡市、井原市、総社市、 高梁市、新見市、浅口市、早島町、 里庄町、矢掛町
美作県民局 税務部課税課	〒708-8506 津山市山下53	0868-23-1273	津山市、真庭市、美作市、新庄村、 鏡野町、勝央町、奈義町、西粟倉村、 久米南町、美咲町

【お問い合わせ先 (県庁には軽減申請等手続窓口はありません)】

県庁	総務部税務課	〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6	086-226-7244
----	--------	-------------------------	--------------

※下線部は、必ず記載してください。

[委任状の例]

委任状

(代理人) 住所 _____

氏名 _____

私は、上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

(委任する内容を具体的にご記入ください。)※1

① _____

② _____

平成 年 月 日

(委任者) 住所 _____

氏名 _____ 印

(必ず、委任者の方が自署押印してください)

生年月日 _____

電話番号 _____ ※2

※1〈委任内容の記載例〉

- ・土地及び家屋の取得に係る不動産取得税の申告
- ・土地及び住宅に係る不動産取得税の軽減申請

※2 取得者の方にお電話で確認させていただく場合がありますので、日中に連絡の取れる電話番号をご記入ください。